

各 位

株式会社 東北銀行

「国税のダイレクト方式電子納税」の取扱開始について

株式会社東北銀行（取締役頭取 浅沼 新）では、平成 26 年 5 月 1 日（木）より、国税に係るダイレクト方式電子納税の取扱いを開始いたします。

国税庁では、電子申告の利便性向上と電子納付推進のため、金融機関の口座振替機能を活用した「ダイレクト方式電子納税」を導入しております。岩手県内においても、利用希望の声が高まってきたこともあり、当行ではシステム対応等の準備を行ってまいりました。今般、準備が整いサービスを開始するものです。

東北銀行は、今後もみなさまのニーズにお応えできるよう、様々な商品やサービスを取扱いして参ります。

記

1. ダイレクト方式電子納税のサービス概要

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

2. ダイレクト方式電子納税のメリット

- (1) 税務署や当行に出向いていただくことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能です。
- (2) 納付手続きが簡単です。（電子申告等の送信後、簡単なクリック操作で納付手続きが完了します。）
- (3) インターネットバンキングの契約が不要です。
- (4) 即時納付または期日を指定しての納付が可能です。
- (5) ご担当の税理士がお客様に代わって納付手続きを行うことが可能です。

3. 取扱開始日

平成 26 年 5 月 1 日（木）



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

4. 利用可能な納付金

申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税、酒税、印紙税等

5. 利用可能な預金種類

普通預金、当座預金、納税準備預金

6. 利用可能時間

0:00~23:59

7. ご利用にあたりご留意いただきたい事項

- (1) 国税等のダイレクト方式電子納税を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続きが必要となるほか、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（ダイレクト納付利用届出書）を税務署に提出する必要があります。
- (2) ダイレクト納付利用届出書を提出してからご利用可能となるまで、1か月程度かかります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

戦略統括部（担当：金矢）

電話：019-651-6161（内線：3322）